

育児休業中における在園児の保育の継続利用届出書

年 月 日

蓮田市長 宛て

育児休業中における在園児の保育の継続利用を希望しますので、裏面の記載事項を確認のうえ、下記のとおり届出いたします。

育児休業 取得者	住 所			
	氏 名			
	育児休業 取得期間	年 月 日 から		年 月 日 まで
利用児童	氏 名			
	生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	保育園名			
継続利用 希望期間	下記の□内にレ点を付し、必要に応じて希望期間を記入してください。 <input type="checkbox"/> 育児休業取得期間と同じ <input type="checkbox"/> 上記以外 ( 年 月 日から 年 月 日まで)			

【雇用主記入欄】

育児休業取得者氏名			
育児休業対象児童氏名	( 年 月 日生)		
育児休業期間 (育児・介護休業法に基づく)	年 月 日から		年 月 日まで
上記の事項について、事実と相違ないことを証明します。  <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 事業所名 _____ 代表者名 _____ 印 所在地 _____ 電話番号 _____ 取扱者名 _____			

## 育児休業中における在園児の保育の継続利用について

### 【要件】 次の要件をすべて満たす方

1. 産前休業開始日より前から就労を理由に保育園を利用していること
2. 保護者の育児休業中も就労先との雇用契約が継続していて、育児休業終了後に復職することが決まっていること
3. 取得する育児休業が「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」その他の法令に基づくものであること

### 【継続期間】

継続利用を認めることができるのは、育児休業対象児童が1歳に達する日（誕生日の前日）までです。

ただし、育児休業対象児童について育児休業期間の終了日以前の保育園利用申込みをしたにもかかわらず、利用決定がなされずに育児休業を延長する場合は、育児休業対象児童の1歳6か月に達する日まで継続利用期間を延長することができます。

また、継続して利用申込みをしている状態で、育児休業対象児童の1歳6か月に達する日まで利用決定がなされない状態が継続している場合は、育児休業対象児童の2歳の誕生日の前日まで継続利用期間の「再」延長が可能となります。

なお、延長期間中に保育園の利用が決定した場合は、利用開始月の翌月末までに復職する必要があります。

### 【保育必要量の区分について】

育児休業中の保育必要量は、保育短時間認定（保育の利用時間：最長8時間）となります。育児休業の開始前に保育標準時間認定（保育の利用時間：最長11時間）を受けていた方は、育児休業の開始日から認定（保育の利用時間）が変更となります。

なお、月の途中で認定が変更となる方の保育料は、翌月から変更となります。

### 【手続き】

1. この届出書は、「雇用主記入欄」の証明を受けたうえで、育児休業開始日までに蓮田市保育課へご提出ください。
2. 育児休業終了後は、復職証明書（指定様式）を蓮田市保育課へご提出ください。
3. 保育園の利用決定がなされず育児休業を延長する場合は、再度この届出書の提出が必要となります。